

3 東都保協第 30号
令和 3 年 11 月 30 日

東京都福祉保健局保健政策部
国民健康保険課長 上野 睦子 様

東京都市国民健康保険協議会
幹事長 桑名 茂

令和 4 年度国民健康保険事業費納付金の算定に関する要望について

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、東京都は、国民健康保険事業の財政運営の責任主体として、以下の事項について積極的な措置を講じ、その結果を速やかに市町村へ示されたい。

要望事項

令和 4 年度国民健康保険事業費納付金の仮係数に基づく算定結果について、医療分の納付金額が東京都全体で 9.4% の大幅な上昇となっている。これについて、被保険者の保険料（税）負担に全額転嫁することがあってはならないと考える。

東京都は、国民健康保険事業の財政運営の責任主体として、急激な納付金額の増とならないよう算定の見直しや東京都独自の財政支援などの必要な措置を講じること。